

お客さま 各位

2026年2月27日
株式会社 千葉興業銀行

Bank Pay 取引規定改定のお知らせ

平素より、千葉興業銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。
2026年4月1日（水）より、「Bank Pay 取引規定」を改定いたします。

1. 改定日

2026年4月1日（水）

2. 改定内容

改定前	改定後
<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>(4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、(以下略)</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する個人間の少額送金サービス（中略）とします。</p>	<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。<u>ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</u></p> <p>(4) 前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、(以下略)</p> <p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する少額送金サービス（中略）とします。<u>なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第25条の定めが本章の他の定め優先して適用されるものとします。</u></p>

<p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する個人間の少額送金サービス（中略）とします。</p>	<p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する少額送金サービス（中略）とします。<u>なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第25条の定めが本章の他の定め</u><u>に優先して適用されるものとします。</u></p> <p>25. (特定用途送金に関する留意事項)</p> <p>(1) <u>特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座又は資金移動業者のアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と登録預金口座との間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします）を指します。</u></p> <p>(2) <u>寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金）を確認してください。なお、本サービスによる送金は、送金先団体からの領収書または寄付金控除証明書の発行を保証するものではありません。領収書等の発行の可否、発行時期、および配送方法については、利用者が自ら送金先団体に確認するものとします。その他のご留意事項は株式会社ことらのウェブページ</u> https://www.cotra.ne.jp/manual/tokutei_ryuui.pdf <u>を確認してください。</u></p>
--	---

以上